

## 包 括 的 公 表

平成 25 年 1 月～3 月に報告された医療事故のうち、包括的公表となる事例は下記のとおりです。

発生場所	概 略	再発防止策
入院	尿道カテーテル留置にて、尿道が損傷した。	固定水注入時は、抵抗とカテーテルの可動性を確認しながら、行う事を統一した。
外来	細胞診の結果が未報告であったため治療が遅れた。	検査施行後は、再診を必ず予約する。
入院	臨床試験用に登録した化学療法レジメンを臨床試験以外に使用した。	臨床試験用化学療法レジメンを使用する場合には“臨床試験用レジメンである”という警告が出るシステムを構築した。
外来	抜歯後に、歯根が残存していた。後日、歯根を取り除いた。	歯牙の破壊が著しい時は、X線撮影を行い、複数人で確認する事とした。
外来	抜歯時、異なる部位へ局所麻酔を行った。	処置を行う際に患者本人に確認し、X線写真と照合する事とした。

外来	薬剤を異なる処方量でオーダーした。健康被害はみられなかった。	初回投与は、ダブルチェックを、しておくことを統一した。
入院	手術にて術野に針が遺残した。後日取り除く事ができた。	手術器械・手術器材の管理について、マニュアルを修正し、周知徹底した。
入院	薬剤を過剰投与した。健康被害はみられなかった。	薬剤の使用量と溶解方法の一覧表を作成した。